

## インターネットバンキングの被害補償に関するお知らせ

大分信用金庫

平素より、当金庫インターネットバンキングをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、インターネットバンキングでの不正送金被害が全国的に多発していることを踏まえ、お客様に少しでも安心してご利用いただくために、インターネットバンキングで不正送金の被害に遭われた場合の補償対応について、下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

お客様におかれましては、セキュリティ対策には十分なお対応を実施されますようお願い申し上げます。

### 記

#### ○対象となるお客様

インターネットバンキングに係る預金等の不正な払出しにより被害を受けられたお客様

#### ○補償開始日

平成28年8月22日（月）

#### ○補償金額（補償限度額）

法人のお客様：1契約者あたり1回に限り、1,000万円を限度として被害補償額を検討します。

個人のお客様：原則、全額補償いたします。

※但し、お客様の故意・過失等により被害が発生した場合、個別の状況に応じて、補償金額を減額する、または補償しない場合がありますので、予めご承知いただきますようお願い申し上げます。

#### ○補償を行わない場合の主な事例

- ・不正取引発生日の翌日から30日以内に当金庫へ被害の届出がなかった場合
- ・警察が被害届を受理しない、お客様が警察への被害届を出さない、補償に必要な書類等を提出しない、または被害調査の協力をしない場合
- ・当金庫の調査に対して十分な協力を得られない場合、または重要な事項について虚偽の説明をされた場合
- ・お客様ご自身（親族・従業員等を含む）の犯行、またはお客様の関係者等が加担した不正による損害
- ・お客様ご自身（親族・従業員等を含む）の故意・重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・第三者からの指示または脅迫により生じた損害
- ・お客様に利用規定違反がある場合
- ・基本ソフトやブラウザ等が最新の状態に更新されていない場合
- ・メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやブラウザ等を使用している場合
- ・セキュリティ対策ソフトを使用していない、または最新の状態に更新していない場合
- ・当金庫が注意喚起しているメール型のフィッシング画面に不注意でパスワード等を入力した場合
- ・パスワード等を定期的に変更していない場合
- ・正当な理由なく、パスワードやお客様カード等を安易に第三者に回答または渡した場合
- ・電子証明書方式が導入されていない場合（法人のお客さま）
- ・他人に譲渡・貸与または担保等として差し入れられた端末機（パソコン等）を不正使用された場合
- ・端末機（パソコン等）および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行われた使用による損害
- ・端末機（パソコン等）にパスワード等を保存していた場合
- ・端末機（パソコン等）本体等にパスワード等を記載したメモを貼付していた場合
- ・お客様カード等にパスワードを書き記していた場合
- ・戦争・内乱または天変地異等による著しい秩序の混乱時に生じた損害
- ・その他、お客様に過失があると認められる事象がある場合

以上